



広報

こしがら

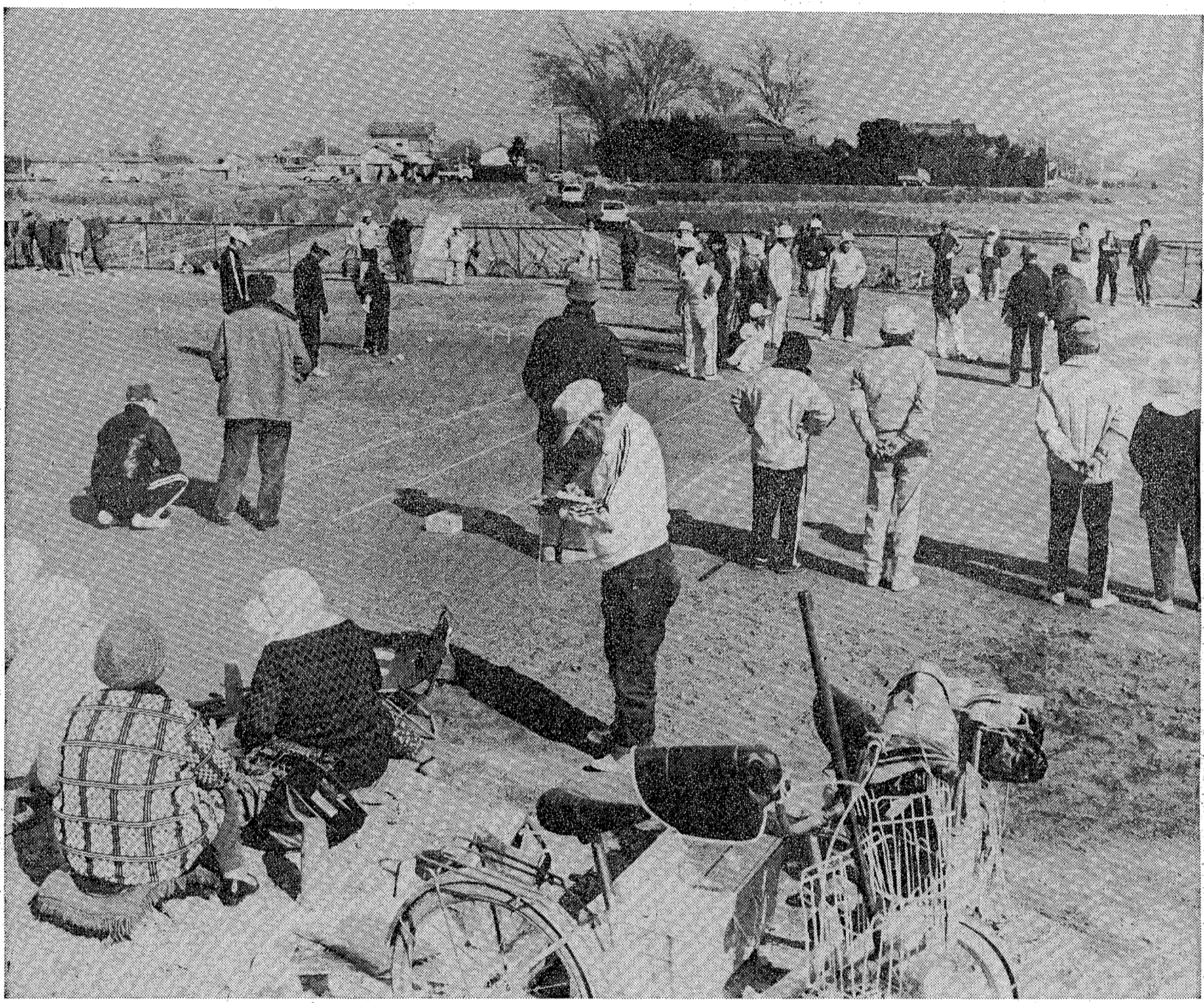
2月1日

昭和57年(1982) No.658

編集

越谷市役所企画部広報課

1日・15日の
毎月2回発行



利用者の念願かなって ゲートボール場が完成 市立増林ゲートボール場

市内増林地区(元荒川沿いの河川敷)にこのほどゲートボール場が完成しました。このゲートボール場は、「市内にゲートボール専用の施設を」というゲートボール愛好者のみなさんの願いによって昨年からの工事がすすめられていたもの。1月22日には竣工記念試合が行われ、増林、大相模地区から40チーム(計280名)が参加。日ごろの腕を競いあいました。



市の発展と将来に大きな期待と希望を持っていますと、山崎さん

私は越谷駅駅前生町に居住しております。越谷駅周辺は二〇余年前より駅前広場の拡張にともない、ビルラッシュをきたした。最後の仕上げとして駅舎の建てかえと広場の整備工事が行われ、一連の拡張工事が完了する運びとなった。昔時の面影の片鱗すら見られぬほど美しい「駅広」に生まれ変わるであろうことは一市民として喜ばしい次第であります。しかしこの間、古い建物の取りこわし、続いてビル建築の杭打ち、ブルドーザー、ショベルカー、タンクカー等の騒動や騒音、舞い上がるほこり等々、交通の激しい場所のため、昼夜を問わずの工事で、そこに住む住民をまったく無視してきた。このような喧嘩の中に日夜置かれた私にとって、街の発展とは「何となくサイものである」と言わざるを得ない。しかしながら、いつの日かは自分の家も工場現場となり、隣り近所に迷惑をかける立場となる日のあることを思う時、おたがいさまという立場でもある。

越谷市二丁目七番地 山崎善司(56歳)

願うこと

私が公害モニターに任命されて、期種々の研修ファスト、先達諸氏の話などにより公害と称するものの実態が理解できるようになりました。

公害モニターとして

公害とは「公的」なものと「私的」なものがあり、後者は近隣公害といひ、公害課では改善指導にとどまる。「公的」なものには制裁と勧告と指導をともなう改善命令がなされる。越谷市においてはその成果が上がり、現在問題となっている企業は「三を残すのみ」とのこと、関係者の努力に敬意を表する次第であります。



87 ◆◆

「越谷とわたし」は、あなたのコーナーです。みなさんの投稿をお待ちしています。字数は900字程度です。 広報課

市税9期分の納期限は3月1日(月)です。納期限内納付にご協力ください。

公害問題を考える時、我々市民一人ひとりが日ごろの心がけによって公害の発生源をなくすことに努力することが、美しい自然と住みよい環境を回復させる早道であると確信する次第であります。そして、行政面でも環境整備の一日も早くあらんことを願う次第であります。

2月16日～3月15日 住民税 所得税 事業税 税の申告が始まります

今年もいよいよ16日(火)から3月15日(月)まで、市県民税・所得税・事業税の申告受付が行われます。これはみなさんが昨年(56年1月～12月)一年間に得た所得をこの機会に申告していただくものです。市では3面の表のとおり、みなさんが住んでいるお近くの公民館に申告会場を設けますので、最寄りの会場へ申告をお済ませください(鑑定申告を除く)。また、3月10日(土)になりまして、会場が非常に混雑し長時間お待ちいただくことがあります。申告はお早めにお済ませください。なお、申告をしないかたは、必要書類を用意できなかった、誤った申告をした、申告期限が過ぎしまったなどという時は余分な税金を納めることにもなりますので十分注意のうえ正しい申告をしてください。なお、事業所得標準は次の広報こしがやでお知らせします。

住民税

(市県民税)

とは……

昭和57年1月1日現在市内に住んでる方が56年中(1月～12月)の一年間に得たすべての所得や各種控除などを申告し、その記載事項を基に、都道府県や市町村が税額を計算して納税者に通知することになっています。

住民税とは、市町村民税と都道府県民税を総称する言葉ですが、住民がその市町村や都道府県に居住していることにより負担しなければならない行政上の経費を、納税者の所得等に応じて負担していただく税金です。

住民税(市県民税)の申告をしていただく方

昭和57年1月1日現在、越谷市内に住所・居所があり、56年中に所得があった方や、越谷市内に居住していないが市内に家屋敷・店舗・事業所・事務所などをもっている人です。

ただし、税務署へ確定申告を提出した人は申告の必要はありません。また、給与所得だけで勤務先の会社や事業主等から給与支払報告書提出されている方は、住民税の申告をする必要はありません。

なお、56年中に越谷市内に転入された方には申告書をお送りしますが、勤務先等で給与支払報告書を市役所に提出済みの方は、お手数でも書類整理のため申告書の裏面に会社名と所在地を記入して提出していただくようお願いいたします。そのほか、申告書が送られた方、56年中に所得がなかった場合でも、その旨を申告書の裏面に記入し提出してください。た

とは扶養されている方は、誰の扶養になっているか、住所、氏名等、また、学生の場合は〇〇大学〇年生と記入してください。

申告に

お持ち

いただくもの

申告には次の書類等が必要です。

- ▼印鑑
- ▼給与所得者は給与支払報告書(56年中の源泉徴収票)または事業主からの支払証明書
- ▼営業などの事業所得者、地代、家賃収入のある不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等
- ▼国民健康保険税の支払証明書、国民年金等の徴収書、医療費の徴収書、生命保険の支払証明書または領収書

申告をしないこと

こんなときに

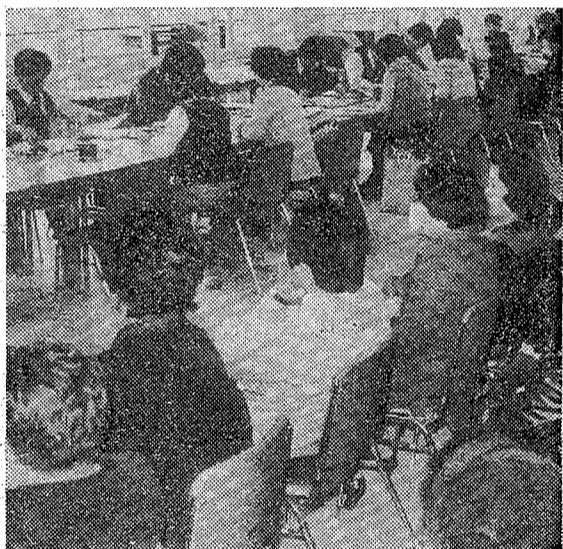
困ります

申告をしていないと、後日、各種証明書(所得、課税、納税等の証明書)が必要となったとき発行できません。たとえば年金や児童扶養手当等の受給申請、金融機関からの融資を受ける場合、困ります。必ず期間中に申告されるようお願いいたします。

国税(所得税)の確定申告

とは……

所得税は、昭和56年1月から12月までの一年間に得たすべての所得と、その所得についての税金を自ら計算し、2月16日から3月15日までの間に申告し納税することを進めています。



申告はお近くの会場でお早めに……

国税(所得税)の確定申告とは、このように一年間に得た所得金額を総決算し、その所得金額についての税金を確定して源泉徴収や予定納税で納めた税金とくらべ、納め過ぎているかいないかを精算する手続きをいいます。

確定申告をしていただく方

商業、工業、農業、医療などの事業を営んでいる人や、地代、家賃、配当などの所得がある人で、56年中(1月～12月)の所得の合計額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額より多い方です。

サラリーマンで給与以外の所得が20万円を超えたり給与を2か所以上から受けている方や、給与の年収が1000万円を超えるなど、一定の要件にあてはまる方は、所得税の確定申告をしなければなりません。

越谷税務署では、申告の必要があると思われる方には申告用紙をすでに発送しましたが、申告用紙が届かない方でも先にあてた一定の要件にあてはまる方は、申告の必要がありますので、忘れずに期限内に申告していただくようお願いいたします。

用紙は税務署に用意してあります。申告期限を過ぎますと延滞税などの余分な税金を納めることとなりますので、ご注意ください。確定申告をした方は、住民税、事業税の申告が必要ありません。[最高4万7000円]されます。]

確定申告をすれば税金のもらえる方

確定申告を必要としない方でも、次のように源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎになっている場合には、申告をして還付を受けることができます。

- ▼年中途中で退職した後就職しなかったため、年末調整を受けなかった方
- ▼雑損、医療費などの控除を受けることができる方
- ▼予定納税をしている事業主が、確定申告の必要がなくなった方
- ▼マイホームを購入した方(住宅取得控除)

住宅

取得控除を受けるには

自分が居住するために、住宅を新築したり、新築住宅を購入したとき、また昭和56年より一定の要件に該当した中古住宅を購入したときは、その住宅に居住した年から3年間、1年につき一律定額控除として1万7000円が所得税から控除されます。

またこの住宅を購入する資金として、民間の金融機関や建設業者などから10年以上のローン融資を受けている人は、そのローンの償還金のうち全額を除く30万円をこえる部分の5%(最高3万円)が前記の住宅取得控除額に加算して控除(最高4万7000円)されます。]

新築等の住宅

- ▼住宅の床面積が40平方メートル以上165平方メートル以下であるもの
- ▼新築で購入した日から6か月以内に居住し、引続き居住している
- ▼合計所得金額が800万円以下の人
- ▼中古住宅
- ▼取得の日以前1年以上借家等に居住していた者が取得した家屋であるもの
- ▼その家屋を譲渡した人が引続き、3年以上所有し、かつ譲渡の日以前2年以上に居住したことがあるもの
- ▼その家屋が10年以内に新築されたもの
- ▼その家屋が、1平方メートルの固定資産税評価額が7万7000円以下であるもの

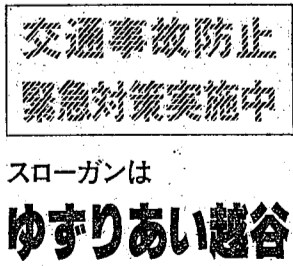
- ▼床面積が40平方メートル以上165平方メートル以下であるもの
- ▼合計所得金額が、800万円以下である人
- ▼必要な書類(新築等の住宅)
- ①住民票
- ②家屋の登記簿原本または、工事請負契約書・売買契約書
- ③家屋の譲渡対価証明書
- ④融資額の償還金額等証明書
- ⑤源泉徴収票(給与所得者のみ)
- ⑥必要書類(中古住宅)

- ①住民票
- ②家屋の登記簿原本
- ③取得年月日、および取得価額を明らかにする書類(売買契約書など)
- ④固定資産税の評価証明書
- ⑤譲渡人の住民票
- ⑥既存住宅証明書(資産税課で発行)また、この証明書を提出すれば、前記の①④⑤は必要ありません
- ⑦取得の日以前1年以内に借家等に居住していたことを明らかにする書類(賃貸契約書または、家賃の領収書等)
- ⑧源泉徴収票(給与所得者のみ)

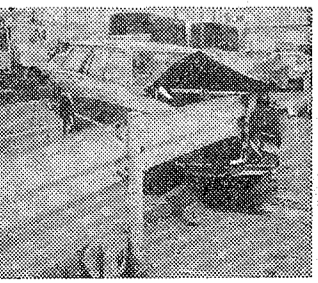
以上の還付を受ける方は、できるだけ早めに申告して、早く還付を受けるようにしてください。申告が遅れますとそれだけ還付が遅くなります。なおローン控除を受けられる方は、次の書類が必要です。

- ▼融資額の償還金額等証明書
- ▼家屋譲渡対価証明書

あなたと市政を結ぶかけ橋 広報こしがや



スローガンは ゆずりあい越谷



交通ルールとマナーを守ろう

越谷市では昨年16件19名(前年比7件9名増)の交通死亡事故が発生し、県から交通事故防止緊急対策地域の指定を受けました。そこで「ゆずりあい越谷」をスローガンにかかげ、2月1日から3月31日まで交通事故防止緊急対策を実施します。

- ▼道路の横断は歩道橋や横断歩道を必ず渡りましょう。
- ▼歩道橋や横断歩道のないところでは、左右の見通しのきく安全な場所を選んで横断しましょう。
- ▼自転車の交通事故防止
- ①歩行者、自転車利用者のマナーの向上
- ②道路環境の整備促進
- ③飲酒運転を厳禁しよう

昨年発生した交通事故のうち、飲酒運転によるものが6件発生し、8名が命を失っています。アルコールが少くとも体内に吸収されると、神経がマヒし、注意力が散漫になるなど、ハンドル操作能力がきわめて悪くなります。飲酒運転は重大な交通事故につながる最も危険な交通違反です。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒を飲ませない。すべての市民が守り、飲酒運転を厳禁しよう。

- ▼夜間には必ずライトをつけましょう。
- ▼前方に注意し、左折する車に巻き込まれないようにしましょう。

火災の通報は 119番

119番の通報のしかた

- ▼火事の場合
- ・119番のダイヤルを回したら、まず「火事が救急か」はっきり言う
- ・「住所、氏名、目標となる建物、燃えているもの」を言う
- ・けが人がいる場合は具体的に言う
- 例：「階に寝たがりの老人がいる」
- ▼救急の場合
- ・「事故現場の位置事故の内容を言う
- ・「けが人の人数、容体」をくわしく言う

火災が起きたら

サイレンを鳴らします

- ▼火災が起きたら
- ・サイレンは30秒間、6秒の間隔をあけて6回鳴らします。サイレンが鳴ったときは特に次のことに注意しましょう。
- ・屋外で火遊び、たき火はしない
- ・引火性可燃物のそばで喫煙しない
- ・たばこの吸殻を路上に捨てない
- ・屋内で火気を使う時は、窓・出入口を閉める
- ▼火災の問合せは770119
- 消防署では火災の状況をテレホンサイレンでお知らせしています。

事業税の申告は

56年中に個人事業を営んだ方は、確定申告に併せて申告書のうちから一方を申告すれば、個人事業税の申告を要する必要はありません。

住民税(市県民税)の申告は 3月(期間中)の日曜日にも受付けます

住民税は、各地区の公民館と市役所5階の会議室に申告会場を設けていますので、お近くの会場をご利用ください。受付時間は、公民館では午前9時30分から午後4時まで、市役所では午前8時30分から午後5時まで(土曜日は正午まで)です。

市役所では、3月の日曜日(7日・14日)にも午前9時から午後4時まで受付けます。ただし、土曜日の午後2時から月曜日の日曜日は申告受付は行いませんのでご注意ください。

申告用紙は、2月6日までに郵送しますが、万一届かない場合は、市役所の申告会場または、出張受付の各地区の申告会場(公民館)に用紙を持参していただきます。お気軽にお申し出ください。

申告はお近くの会場で

業種	受付期間	申告会場
営業業および農業	3月4日(木) 5日(金)	市役所5階 大会議室

*上記期日には越谷税務署員が来庁しています。指定された日に都合のわるい方は業種受付期間においていただくか、または直接越谷税務署へ申告してください。なお、並行して2月16日から3月15日まで越谷税務署で受付けています。

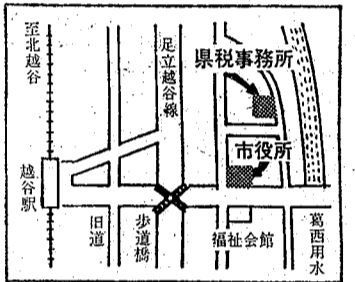
月曜日～金曜日……午前8時30分～午後5時
土曜日……午前8時30分～正午

住民税(市県民税)申告出張受付 午前9時30分～午後4時

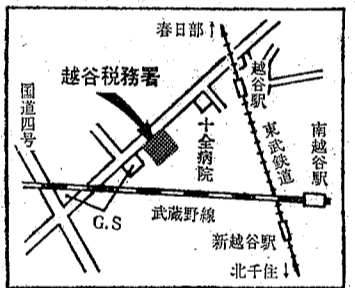
月日(曜)	申告会場
2月16日(火)	増林公民館
17日(水)	増林公民館
18日(木)	大袋公民館
19日(金)	大袋公民館
22日(月)	新方公民館
23日(火)	北越谷公民館
24日(水)	川柳公民館
25日(木)	桜井公民館
26日(金)	桜井公民館
3月1日(月)	浦生公民館
2日(火)	浦生公民館
3日(水)	浦生公民館

*上記期間と並行して2月16日～3月15日まで市役所5階の会議室でも受付けています

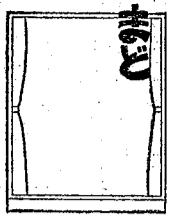
月曜日～金曜日……午前8時30分～午後5時
土曜日……午前8時30分～正午
日曜日……午前9時～午後4時
(3月7日・14日)



市役所・県税事務所案内



越谷税務署案内



紀田順一郎さんのお書きになった「図書館活用法」という本が、たいそう評判を呼んでいます。地域図書館をはじめ図書館がユニークな図書館を紹介する本です。図書館の活用法についてわかりやすく説明してくれている本です。

「図書館」という言葉に学生時代の郷愁を感じたり、そこへ行くのをなんとなく億劫に思っている人、あるいはそんな活用のしかたがあったのかと驚かされる本。この本は図書館を身近に感じさせてくれます。人びとが図書館に関心を寄せ、そちらを利用したと考えるようになっていくなかで、生活のなかで心のゆとりと余裕を持たせたいというライフスタイルの変革を求める時代に入

たというでもありません。

この本が、東村山市民立図書館が紹介されていますが、市民の長年の熱意で建設された図書館が、地域のモデル館とされています。市庁舎に用事のある市民がそのついでに立ち寄り、買物帰りの主婦が利用しているというのですが、そんな気楽さで

みどりのなかの図書館

市長 高村慎太郎

そ、地域図書館のあるべき姿かと思えます。

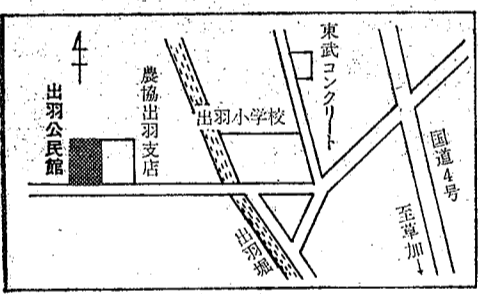
来年度の四月に開館が予定されている市民立図書館もこのように「みどりのなかの図書館」という目的のもとに現在東越谷に建設中です。施設を中心に樹木をめぐらし、「みどりのなかの図書館」にしたいと考えております。

イギリスやドイツなどの都市には、この行き来しても公共図書館(パブリック・ライブラリー)というものが位置づけられており、快適な環境のなかで建物があります。そんなイメージが強く残っているのでしょうか、アムステルダム図書館などの古典的な建築物にヒントを得ながら、地域の環境と調和するよう設計いたしました。

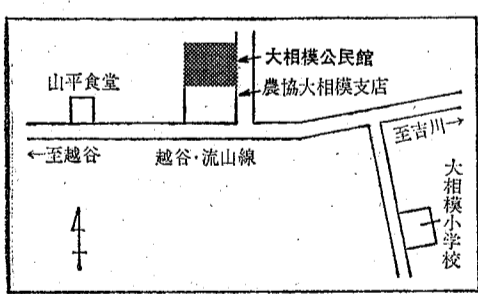
私たちがライブラリーをどう図書館と訳してまいりますが、本来の意味は本を置く所というわけで、パブリック・ライブラリーというのは、つまりみんなの本棚というところになるでしょう。ここに系統だった学問をするためには、そこがなくてはならない書籍の多量にこそ

住民税の申告はお近くの公民館で

*市役所と公民館では期間中駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ電車やバス、自転車等でお越しください



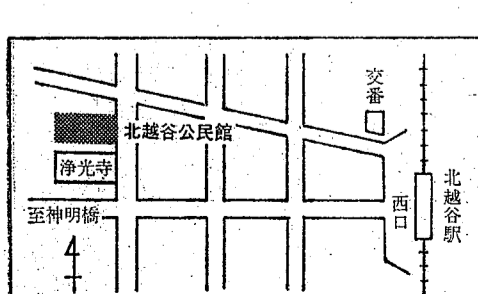
出羽公民館 所在地七左町七三二 電話0480-8604



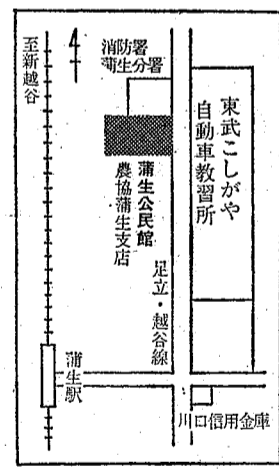
大相模公民館 所在地大成町一三三五 電話0480-821730



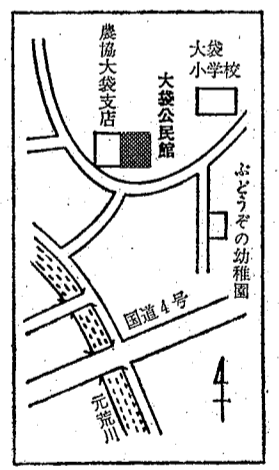
大沢公民館 所在地大沢一〇四〇 電話0480-6800



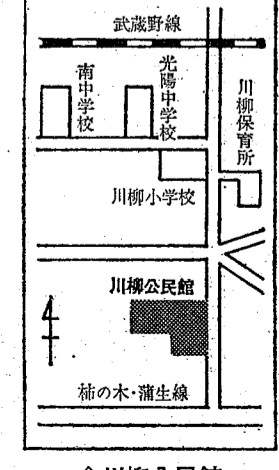
北越谷公民館 所在地北越谷四一八三五 電話0480-10708



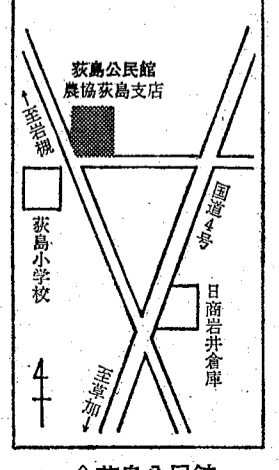
浦生公民館 所在地浦生寿町4-9 電話64-0960



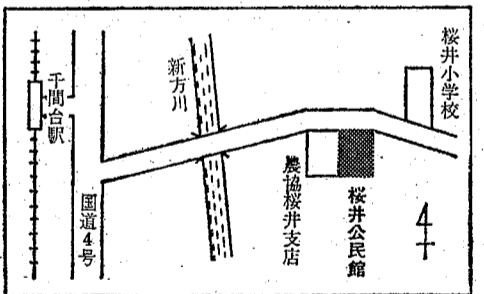
大袋公民館 所在地大竹160-2 電話75-3952



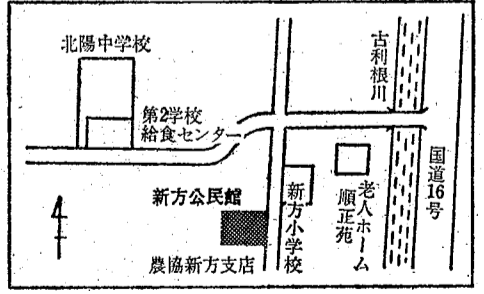
川柳公民館 所在地川柳町2-485 電話87-8213



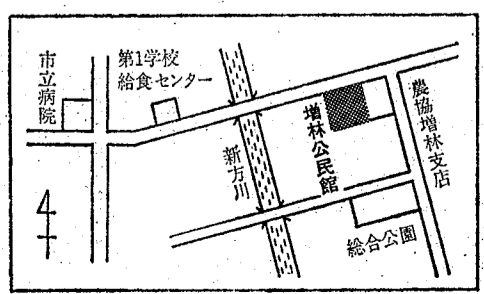
荻島公民館 所在地南荻島185 電話74-9555



桜井公民館 所在地大沼七三〇二 電話76-0992

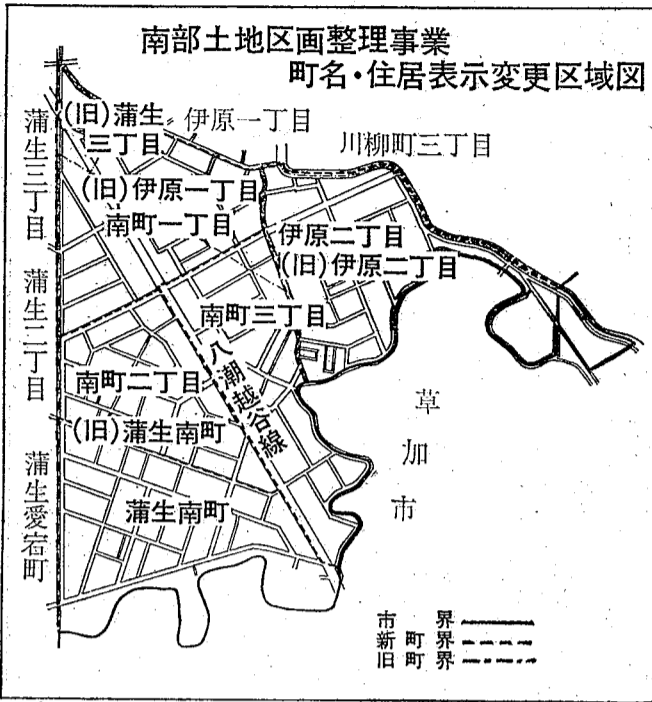


新方公民館 所在地北川崎二五八 電話76-6491



増林公民館 所在地増林一八六九 電話62-2855

2月3日(水)から 蒲生・川柳地区の一部の 町名、住居表示が変わります



2月3日(水)から蒲生地区と川柳地区の一部の町名および住居表示が変わります。南部土地区画整理事業の換地処分に伴って従来の町名および住居表示が図のように変わります。

▽本籍地の例
(旧) 越谷市伊原×丁目×番×号
(新) 越谷市伊原×丁目×番
(旧) 越谷市伊原×丁目×番
(新) 越谷市伊原×丁目×番
(旧) 越谷市伊原×丁目×番
(新) 越谷市伊原×丁目×番

▽住所変更の手続き
土地や家屋を持つている方の不動産登記簿の住所や自動車を持つている方の住所、運転免許証の住所などは表のようにご自分で住所の変更届けをしてください。費用は無料です。

住所変更証明書の発行
住所変更証明書の発行は2月3日以降、住所変更証明書の発行は2月3日以降

▽住所変更手続き一覧

種別	手続き内容	手続き先	必要書類等	期限	摘要
土地などの登記物件所有者は	登記簿に記載されている所有者名簿人の住所変更登記	浦和地方法務局 越谷支局 66-1321	住所変更証明書 変更登記申請書	換地処分 登記完了 後随時	届け用紙は各自用意し、様式は法務局の記載例によって申請
法人の代表者は	法人と代表者の住所変更登記	同上	同上	同上	法人所有の車は法人登記簿抄本が必要
自動車の所有者は	住所変更届 本籍変更届	陸運事務所 大宮市中釘 西光坊2154-2 0486-24=1033	車体検査証 住所変更証明書 印鑑	2月3日以降 すまやかに	
運転免許証の所有者は	住所変更届 本籍変更届	越谷警察署 76-6211	運転免許証 住所変更証明書 本籍変更証明書 印鑑		
外国人の方は	住所変更届	市役所市民課	登録証		
国民健康保険被保険者証	住所変更届	市役所 保険年金課	国民健康保険被保険者証		
国民年金手帳	住所変更届	同上	国民年金手帳		

図1 私製はがき(おもて)

郵便はがき
通信事務
変更のお知らせ
越谷郵便局長

町名および住居表示変更のお知らせ

図2 私製はがき(うら)

町名および住居表示の変更のお知らせ

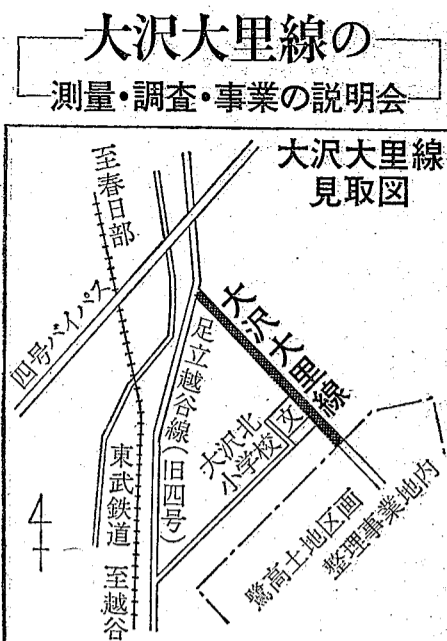
昭和57年2月3日から町名および住居表示の変更が行われます。お知りおきの町名、住居表示は、お持ちの郵便物に貼っていただき、お送りください。

記
〒343
越谷市南町×丁目×番×号
ご氏名

①町名街区符号、住居番号が変わる場合
▽住所の例
(旧) 越谷市蒲生南町×番×号
(新) 越谷市南町×丁目×番×号
(旧) 越谷市南町×丁目×番
(新) 越谷市南町×丁目×番
(旧) 越谷市南町×丁目×番
(新) 越谷市南町×丁目×番
②街区符号、住居番号が変わる場合
▽住所の例

2月3日以降、住所変更区域に転入・転居する方は、市役所管理課管理係で住所変更届けを提出してください。

新しい住所を知らせましょう
越谷郵便局の協力で、知人や取引先などのお知らせ用に一世帯2枚の無料はがき(様式は図1、図2)の文案を添えて郵便局にお届けください。くわしくは越谷郵便局(☎74-8888)へ。問合せ 都市計画課都市計画係 内線456



都市施設整備の一環として、都市計画道路3・4・10大沢大里線の事業計画立案のため、測量・調査を行うことになりました。

地元説明会を開きますのでおいでください。
とき 2月11日(木) 午前10時から
ところ 市役所5階大会議室
内容 測量、調査および事業について
問合せ 都市計画課都市施設係 内線457

ご迷惑をおかけします
越谷駅前広場の夜間工事
越谷駅前広場の車道舗装工事が2月7日(日)から3月下旬まで、午後9時から翌日午前6時まで行われます。バス・タクシーは駅前広場に入りませんが、一般車は危険を伴いますからご遠慮ください。
問合せ 都市計画課都市施設係 内線457

花田土地区画整理事業の事業計画変更により図書を縦覧します
とき 1月18日(月)から換地処分公告の日まで、午前8時30分～午後5時
ところ 管理課換地係(市役所3階)
問合せ 管理課換地係 内線467

電報電話局では目の不自由な方でも電話番号が調べられるように点字電話帳を発行しました。この電話帳は、日常生活の中で必要と思われる公共機関、福祉施設、病院、新聞社、ガス会社、電力会社など1500か所の電話番号がのっています。市役所1階福祉事務所にも備わっておりますのでご利用ください。またお年寄りや耳の不自由な方が楽にお使いいただける福祉電話機も開発しましたのでご利用ください。くわしくは越谷電報電話局加入係(☎64=2991)へ。

点字電話帳

図書館だより

第125回 日本古典文学鑑賞講座
2月13日(土)、午後2時から福祉会館第3会議室で。テーマは「平家物語」(三)。講師は駒田真夫先生(越谷南高校教諭)が担当。お気軽においでください。

第20回 俳句教室
2月14日(日)、午後1時から福祉会館第3会議室で。会費は300円。兼題として当季雑詠4句(内、早春1句)をご持参ください。初心者歓迎。

第298回 市民読書会
2月20日(土)、午後1時30分から福祉会館第4会議室で。テキストは「みちのくの人形たち」深沢七郎著を使用します。テキストは図書館にあります。

移動図書館「しらこぼと号」の巡回日程

巡回日	駐車場	時間
2月4日(木)	宮本町5丁目公園 大間野町4丁目(旧小牧幼稚園前)	1:30~2:30 3:00~4:00
5日(金)	袋山つつみ団地 恩間チサン団地 大竹第2チサン公園	1:30~2:10 2:30~3:10 3:30~4:10
9日(月)	蒲生東町集会所 蒲生本町	1:30~2:30 3:00~4:00
10日(火)	桜井青空緑地公園 大泊せんげん台ハイソ	1:30~2:30 3:00~4:00
12日(木)	鶴越集会所 弥栄第2公園	1:30~2:30 3:00~4:00
16日(月)	大袋公民館 大林新生集会所	1:30~2:30 3:00~4:00
17日(火)	平方中央児童公園 平方立野	1:30~2:30 3:00~4:00

図書館は福祉会館の3階です。
☎64=2111 内線 図書館587・事務室586

お知らせのページ

募集します
登録していただき
保母のアルバイト
資格 満40歳以下で保母の資格(取得見込可)を有する方で、乳幼児と共に機敏に動く市内在住の女性

勤務時間 午前8時30分～午後5時
△応募方法 市販の履歴書に必要事項(写真貼付)を記入し、資格証明書(写)を添付して市役所職員の直接お持ちください。郵送は受け付けません。

△採用方法 提出された履歴書にもとづいて面接し、必要の場合面接のうえ決定します。

問合せ 職員の人事係 内線324
57年度

越谷市交通指導員
資格 市内在住の20歳から50歳までの方で、運転免許(原付・自転車でも可)をお持ちの方。性別は問いません。

△内容 児童の安全確保のため登校時に交通指導をしたり、一般歩行者や自転車乗用者の交通指導を行う。月50時間を標準として勤務。勤務地は市内各地です。

待遇 報酬は1か月3万9千円。
(衣服、装備品は貸与します)
人員 若干名
申込み 2月27日(土)までに履歴書(1半身の写真貼付)を交通対

おいでください
養成講習会
とき 2月14日(日)、21日(日)
午前9時～午後4時
ところ 市立北体育館

対象 地区スポーツ推進委員、市内バレーチーム員、一般
講師 砂田保氏(元日本バレーボール協会審判規則委員長)
申込み 2月6日(土)までに教育委員会社会体育課(内線426)へ

たばこ謝恩セール
当選番号発表
謝恩セール期間(56年12月)中の、お楽しみ抽選券をお持ちの方、当選番号が次のとおり決まりました。

▽特等 各組共通・91637
▽一等 各組共通・93265
▽二等 各組共通・3984(下4ケタ)
▽三等 各組共通・490(下3ケタ)
▽四等 各組共通・07、24、44、75、88(下2ケタ)

*賞品引換期間は2月1日から28日までです。お近くのたばこ小売店または越谷たばこ商業協同組合へご連絡ください。
問合せ 越谷たばこ商業協同組合
☎66-6271

訂正
広報こしがや1月15日号6ページ「越谷青年の家、陶芸・手話サークルの会員募集」の記事で、青年の家の電話番号が64-0299とあるのは64-0297の誤りです。お詫言して訂正します。

市営住宅入居予定者を募集

収入基準早見表

扶養親族数	給与所得者 (年総収入)		事業所得者 (年総所得)	
	第1種	第2種	第1種	第2種
1人	157万2000円 225万7999円	157万1999円 以下	95万0001円 143万0000円	95万円 以下
2人	198万6000円 267万1999円	198万5999円 以下	124万0001円 172万0000円	124万円 以下
3人	240万2000円 307万5000円	240万1999円 以下	153万0001円 201万0000円	153万円 以下
4人	281万6000円 343万7500円	281万5999円 以下	182万0001円 230万0000円	182万円 以下
5人	320万0001円 380万0000円	320万0000円 以下	211万0001円 259万0000円	211万円 以下

昭和57年4月1日から58年3月31日までの一年間に生ずる市営住宅入居予定者の補充入居予定者を募集します。

募集戸数：約10戸

○第1種住宅：約10戸

○第2種住宅：約10戸

○第3種住宅：約2戸

※間取りはD、K

対象住宅：恩園住宅、瓦葺住宅、弥十郎住宅、弥十郎中層住宅、第2弥十郎中層住宅、川柳町中層住宅

家賃：第1種：4800円～1万1800円

第2種：26000円～80000円
第3種：98000円

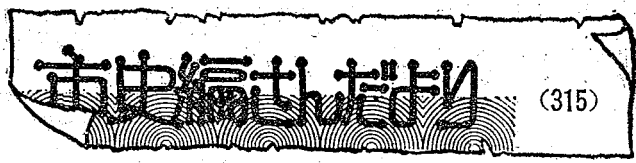
△入居資格▽
①越谷市に56年2月14日以前から住所があること。
②現に同居または同居しようとする親族(内縁関係・婚約者を含む)があること。
③親があらぬが兄弟姉妹など、不自然な家族構成の方は除きます。
④持家・公団公社公営住宅等の入居者を除き、現に住宅に困っていることがあきらかなこと。
⑤入居申込者の過去1年間の(56年1月から12月まで)の収入が入居基準収入早見表(別表)の範囲内にあること。
月所得については第1種が5万5000円以下、第2種が5万5000円以下、第3種が5万5000円以下であること。

△申込期間▽2月15日(月)～17日(水) 午前9時～午後4時、市役所1階ロビーにて。
※受付期間後および郵送による申込みはいっさい受け付けません。
△提出書類▽入居申込書、住民票(世帯全部)、所得を証明するもの、現住居の案内図
抽せん日：3月16日(火) 午前10時から
市役所5階大会議室にて
問合せ：財務課課長 内線1334
手続をさせていただきます。

57年度 指名参加

越谷市の建設工事請負や物品等の納入を希望する業者の方で、56年度未提出の方は所定の書類(庶務課にありません)を添えて指名参加の手続をさせていただきます。
提出期間：2月15日(月)～27日(土) 正午まで
提出先：庶務課庶務係(別館9階) 内線5011～5005

△57年度学校給食配給業務の委託
57年度学校給食配給業務の請負を希望する業者の方は、教育委員会事務局給食係までお申し込みください。
受付期間：2月15日(月)～27日(土) 正午まで
受付場所：教育委員会事務局給食係 内線413



越谷の桐箱産業

このうち式三馬は養蚕小売店を経営し、「仙方延寿丹」とか「婦人の薬」とか、「金粉丸」とか名付けた薬を販売したが、なかでも輸入の「江戸の水」はおしるいがよくなるというので、江戸の女性たちをたいそう評判となりよく売れた。その効能書には「おしるいのよくの薬、ひび、しもやけ、お顔のでき物一切によし、箱入代四十八文」とある。

このガラスびんにつめた「江戸の水」は、桐箱に入れて売られたが、この桐箱の購入先は、はじめ江戸浅草福井町福屋利助と、越谷大田村(現桜井地区大田)箱屋長八で、一〇〇文につき二個、つまり一個あたり七文余で仕入れていた。

ところがそのころ知人の紹介で越谷在の箱屋が一〇〇文に付一個、つまり一個あたり六文で売るといふので、それからはすべて越谷在の箱屋から仕入れたといふ。

式三馬の商才はなかなかのものであったが、当時越谷の桐箱製造は江戸でも有名であったことが知られる。その後越谷の桐箱造りは隆々明治・大正・昭和と続いた。昭和三十一年四月の埼玉日報の記事によると、当時越谷の桐箱製造は全園一と記されている。興味ある記述なので紹介しよう。

「旧大沢町を中心として大袋・桜井村を二帯に越谷は桐箱産地で有名である。桐の小箱製造を深究し、農家の片手間または専業として、いずれにしても家内工業現在百一、三千軒の業者が年産一億円(税務署推定)、よく発達したものである。土地に桐材がないので福島・新潟あたりから原木を取り寄せる。会津桐なども使われる(中略)。その後タイヤモノド樹膠の小箱を一手に引き受けてから東京で有名になった。

原材料は手挽細ひいたが、明治の末期に大沢三三自任黒田平次郎氏が発動機を購入製材した。先覚者であった。桐と名のつく品物なかなでもできる。現在タンス業者はわずかに四軒だがその他は商品券入れ、ネックレス入れ、メタル箱、タボ止め入れ、雛人形ケース、なんでもござれである。風呂敷箱、松魚節(かつぞぶし)入れ、釣竿箱でもありとあらゆる桐の小箱が生産される。

最近のことである。大坂の某銀行から小切手箱一万个の注文があった。用途を尋ねてみるとそれが贈答用、しかも入学や進学祝に大坂では小切手を使う。商

品券は税金がかかるが小切手は税金がかからない。あくまでも実利の関西人の気持が判ったことである。学校の裏門入のお札、家外こんごころにも越谷の桐の小箱が使われているのである。タンスでは川越、春日部に歩を譲るが、小箱の生産は日本一、技術も日本一と業者たちは古い伝統を誇って自負している(原文のまま)。

以上が埼玉日報の記事で、昭和三十一年当時越谷の桐箱生産は日本一、技術も日本一とある。

ちなみに本記事中大沢黒田氏の桐箱製材については、大正五年刊の「越谷案内」には、黒田製板工場として、「明治四十年ころ故黒田平次郎氏の創業にかり、客賑(去年のこと)同氏没後(去年のこと)同氏没後、喜代利氏父業を継ぎ、もっぱらライオン歯みがきの桐箱の製板をなし、十馬力の動力機械を運転して当地より転出される桐小箱、一か月三



桐箱づくり (市内向畑で)

新年 母と子の集い

越谷市母子福祉会
越谷市社会福祉協議会

午前11時～午後2時30分
ところ：福祉会館老人娯楽室
*参加無料、弁当・茶菓子・おみやげの用意があります。
申込み：2月8日(月)までに越谷市社会福祉協議会へ
問合せ：越谷市社会福祉協議会 内線2111 内線5699
☎66-1052(月木土休除)

母子福祉会入会の母と子を対象に映画・スクリーンダンス・福引きなどの催しを行います。母と子いっしょに楽しくすごしましょう。未入会の方は入会のうえお申し込みください。
とき：2月14日(日)

各種相談

【利用ください】

高年齢者の 職業相談室
55歳以上の求人・求職の受付、職業相談、就業のあつせんを行っています。
とき：毎週月曜日から金曜(日を除く) 午前9時～午後4時
ところ：高年齢者職業相談室 (福祉会館1階)

労働・労務相談
とき：2月3日(水)、10日(水) 午後1時～4時
*他の日時でも受付ます
ところ：労働相談所(商工課内)
内容：賃金や労働条件等労働基準法に関する相談や厚生年金・健康保険・労災・雇用保険等の内容説明や手続など *相談無料、秘密厳守、電話可
問合せ：商工課労務係 内線357

農地・就業改善の 相談室を開設
農業委員会では農地・農業就業に関する相談を左記の日程で開催します。
△相談内容▽
農地の売買・交換・贈与、農用地利用増進事業、農業の就業改善、農業者年金などについてわからないことがありましたらお気軽に相談ください。

2月の事務相談
毎月20日は事務相談ですが2月は申告期間中のため中止します。なお事務相談は国税局越谷税務相談室(越谷税務署内)をご利用ください。
問合せ：越谷税務相談室☎64-7318

旅行研修会などを行っています。対象：20歳以下の子を持つ親、母が生活の中心になっていること
年会費：6000円
問合せ：越谷市社会福祉協議会

新入学児童にランドセルの贈呈
越谷市社会福祉協議会は2月4日に小学校に入学するおとまりランドセルを贈呈します。
対象：母子(父子)家庭、一般家庭の低所得世帯
申込み：2月15日(月)までに地区担当民生委員へ
問合せ：越谷市社会福祉協議会

毎月第2土曜日は
登記相談
とき：2月13日(土)午前9時～正午
ところ：市民相談室
問合せ：市民相談室 内線202

毎月第3木曜日は
人権相談
とき：2月18日(木) 午前10時～午後3時
ところ：福祉会館第4会議室(内線50) 問合せ：市民相談室 内線202

毎月第1土曜日は
身体障害者相談員が委嘱されました
埼玉県知事から次の方がが身体障害者相談員に委嘱されました。
森田耕作 増添2007
稲垣和子 神明町1-052
身体障害者相談員とは身体に障害のある方の更正援護相談や相談、障害者の地域活動の推進など障害者福祉の増進を目的に活動します。
問合せ：福祉事務所福祉係 内線252
毎月10日は
不動産無料相談
とき：2月10日(水) 午前10時～午後3時
ところ：埼玉県建設協会越谷支部(市役所正面玄関横)☎64-72005
内容：不動産に関するご質問、どんなことでも相談に応じます。相談員は宅建協会顧問弁護士宅建協会相談員。

△日程▽
2月8日(月) 大袋公民館 午前9時～11時 田原公民館
2月8日(月) 新久公民館 午後1時～3時 坂戸公民館
2月9日(火) 大相模公民館 午前9時～11時 大沢公民館
2月9日(火) 増林公民館 午後1時～3時 川柳公民館
*相談員は農業委員会事務局職員、各地区出身の農業委員が担当します
問合せ：農業委員会 内線350
毎週水曜日は弁護士による
法律相談
とき：2月3日、10日、17日、24日 午後1時～4時
問合せ：市民相談室 内線202
毎月第2金曜日は
行政相談
とき：2月12日(金) 午前10時～午後3時
ところ：福祉会館1階相談室(内線50) 問合せ：市民相談室 内線202
中止します

市役所 電話64-2111(代)

健康メモ

◇シリーズ 55

ひやくにちぜき 百日咳

呼吸を止める発作が多く、生命の危険性もあるため入院管理が必要で、一般に咳込みのため嘔吐することが多く、食餌やミルクなどを少量ずつ何回にも分けて与えるようになります。特に十分な水分を与える必要があります。

百日咳になりますと、治療しても咳を直ちに止めることができません。2か月くらいは咳の続くことを覚悟して、あせらないで治療するようにしましょう。

予防
患者に兄弟がいる場合、予防注射をしていないとき、百日咳に有効な抗生剤を7～10日服用することにより、兄弟の発病を予防できることが多いようです。

潜伏期
百日咳菌の感染をうけてから発病までの期間は7～14日ぐらいです。

隔離期間
学校保健法では、特有な咳が消失するまで登校が禁止されています。一般に発病後4週間は他人に感染すると考えられていますが、抗生剤の治療の7～10日後は感染の心配はほとんどないのではないかと考えています。終生免疫といふ一度かかると一生百日咳にはかかりません。

2歳以下の子どもが重症になる百日咳の予防注射が、集団接種では2歳以後に実施されている矛盾があります。少しでも早く、3～6か月の乳児に集団接種ができるようになることを期待しています。

市立病院小児科
*健康メモは、切りとってスクラップしておくとお便利です。

子宮ガンの

検診

(越ヶ谷地区)

ガンの制圧方法は早期発見、早期治療です。35歳以上の方はぜひ年1回検診を受けましょう。

申込み 2月1日から15日までに、各地区母子愛育会役員または自治会役員さんへ。保健衛生課窓口でも受付可です(午前中にお願います)

費用 500円(当日会場)
方法 スポンジのついた検診棒で子宮口の分泌物をとる自己採取法です

問合せ 保健衛生課予防衛生係 内線305

子宮ガンの検診日程

月日(曜)	検診会場および該当する居住地	
	午前9:30～11:00	午後1:00～2:30
2月26日(金)	宮前第5集会所 宮前、東宮前	柳町集会所 柳町、御殿町、越ヶ谷5丁目
3月3日(水)	赤山町3丁目自治会集会所 赤山町3・4丁目	赤山町3丁目自治会集会所 赤山町3・4丁目
10日(水)	福社会館 越ヶ谷1～4丁目、中町、本町、弥生町	福社会館 越ヶ谷1～4丁目、中町、本町、弥生町
17日(水)	越ヶ谷農協3階会議室 赤山町1・2・6丁目	東柳田町集会所 東柳田町、元柳田町、赤山町5丁目
26日(金)	福社会館 全地区(各地区で受けられなかった方)	福社会館 全地区(各地区で受けられなかった方)

講演会と栄養実習

講演会	内容	月日(曜)	会場
テーマ「見直そう我が家の食事」 講師 香川栄進専門学校講師 川村玲子氏		3月2日(火) 午前10時～12時	福祉会館第一会議室
テーマ「健康づくりの食事」 講師 市の栄養士		3月8日(月) いずれかを 3月9日(火) 選択 午前10時～12時	福祉会館料理教室

家庭でできる健康づくりの食事
物の豊富な時代こそ正しい栄養知識を学び、豊富な食品から体に良いものを選び、組み合わせる食生活設計が必要で、このことが成人病を予防する大きな決め手です。

毎日の食事をもう一度見直すため、左記のとおり健康づくりの食事について、講演会と栄養実習を行います。

*原則として、講演・実習はペーパーで受講となります。

費用 無料

申込み 2月15日(月)までに保健衛生課へ。定員100名になりましたら締め切り

保育所(園)の二次募集

- *川柳保育所
- *福社第三保育所
- *福社第一保育所
- *福社第二保育所
- *福社第三保育所
- *福社第四保育所
- *福社第五保育所
- *福社第六保育所
- *福社第七保育所
- *福社第八保育所
- *福社第九保育所
- *福社第十保育所
- *福社第十一保育所
- *福社第十二保育所
- *福社第十三保育所
- *福社第十四保育所
- *福社第十五保育所
- *福社第十六保育所
- *福社第十七保育所
- *福社第十八保育所
- *福社第十九保育所
- *福社第二十保育所

百日咳は日本ではほとんどなくなった病気で考えられていましたが、三種混合ワクチンの副作用が問題になり一時中断された時期があり、昭和50年ごろより発病がみられるようになり、改正された現在の予防接種法では三種混合の集団接種は生後2歳以上に実施されるようになったため、2歳以下に百日咳の発病が目立ってきました。

症状
はじめの5～10日くらいの間をカタル期といひ軽い咳と鼻みずが主な症状で、普通のカゼと区別がつきません。しかし、治療にもかかわらず咳がだんだん強くなります。10～14日過ぎますと痙攣期といひ、特有な咳の発作をくり返すようになります。咳を数回から20数回コンコンと連発し、息を吸うひまもないため、顔を真赤にします。咳込みが終わると深く息を吸い、このときヒューという声を発します。この声をレプリゼといひ百日咳特有のもので、咳の発作は昼間より夜中に多く出ます。この痙攣期は軽い人で1週間、ふつう3～4週間くらい続きます。その後少しずつ咳は減り、回復期に向かいます。一般に高熱は出ないようです。

合併症
発熱が続き呼吸困難があれば肺炎の、けいれんや意識障害があれば脳炎の合併を考えなければなりません。

注意事項
年齢が小さいほど重く、1歳以下では重症のことが多い、3か月以下の赤ちゃんでは、咳の発作でなく、



こんにちわ すこやかさん

麻由子ちゃん(5歳1か月)
めぐみちゃん(2歳3か月)
桜井茂さんの長女と次女(千間台東町21の2)

「上の子はおもちゃでもなんでも大事に扱うのですが、下の子は小さいせいかすぐこわしたりして、お姉ちゃんのをほしがったりします。二人とも女の子なので、下の子はおさがりばかりですが、無地の洋服なんかは、ちょっとアップリケなんかつけてあげると喜んで着ています。嬉しいやりのあるやさしい子になってくれればいいですね」とお母さんの恵子さん。

毎月第三日曜日は家庭の日…… 両親も 子ども心で 仲間入り

市長電話 64-2123

2月10日(水)
24日(水)
午前8時～8時30分

毎月第2・4水曜日

*通話は1人5分以内(かならず氏名・住所・電話番号をお知らせください)
*話し中の場合はご容赦ください
問合せ 広報課広報係 内線921

高校大学入学準備金が借りられます

教育委員会では、57年4月に高校および大学へ入学を希望する生徒を持つ保護者で、入学資金の調達にお困りの方について、お取り扱いをいたします。

対象者 市内に在住する保護者(保証人として市内に一年以上住んでいる方が一名必要です)

貸付額 高校入学…10万円以内
大学入学…20万円以内

返済 生徒が、卒業後6か月滞りなく5年以内の償還で無利子です。

申込み 2月1日(月)から20日(土)まで、教育委員会総務課で受付可です。(貸付を希望される方は、入学の可否にかかわらず受

「秋元秀雄経済講演会」

とき 2月24日(水)午後5時30分
ところ サンシティ越谷市民ホール(小ホール) *入場無料

問合せ 資源課 内線3000・3006
お問い合わせ 資源課 内線3000・3006

あなたも賢い消費者になりませんか

消費生活セナター

消費生活セナターとは、広く一般消費者の意見を聴取し、健全な消費生活をおくつたため、次のとおり消費生活セナターを募集します。

△生活必需品10品目の価格調査(毎月)

△モニター研修会への出席(施設見学を含む。年4～5回)

△消費者行政施策への意見、要望の提出

対象 市内にお住まいの20歳以上の方

募集人員 30名

謝 礼 年間1万2000円

応募方法 ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を記入の上、左記へお送りください。

*電話でも受付可です

締切り 2月20日(土)まで

問合せ 消費生活セナター 343 越谷市浦生287
6の1

85-00000
85-00000
85-00000

散歩にはふんの始末も忘れずに

水道管の凍結防止を……寒さから水道管を守りましょう。

問合せ 越谷・松伏水産業団 66-0000-1

「協力ください」愛の献血を……

みなさんが家を新築、増築された場合に固定資産税が賦課されます。家屋の評価のため調査員が訪問しますが、その際にはご協力をお願いします。調査員は市発行の身分証明書、固定資産評価補助証を携帯していますので、ご不審の点がありましたら在記までご連絡ください。

〇2月9日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月22日(月)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月25日(木)
10時～11時30分 市役所で
13時～15時 市民ホール

〇2月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月2日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月5日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月8日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月11日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月14日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月17日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月20日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月23日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月26日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月29日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇4月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇4月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇4月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇5月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇5月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇5月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇6月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇6月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇6月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇7月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇7月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇7月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇8月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇8月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇8月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇9月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇9月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇9月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇10月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇10月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇10月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇11月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇11月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇11月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇12月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇12月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇12月28日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月1日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月4日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月7日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月10日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月13日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月16日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月19日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇1月22日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇1月25日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇1月28日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月1日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月4日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月7日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月10日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月13日(日)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月16日(水)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月19日(土)
10時～11時30分 浦生公民館

〇2月22日(火)
10時～11時30分 大袋公民館

〇2月25日(金)
10時～11時30分 市民ホール

〇2月28日(日)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月1日(水)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月4日(土)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月7日(火)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月10日(金)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月13日(日)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月16日(水)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月19日(土)
10時～11時30分 大袋公民館

〇3月22日(火)
10時～11時30分 市民ホール

〇3月25日(金)
10時～11時30分 浦生公民館

〇3月28日(日)
10時～11時30分 大